

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、株主をはじめとするステークホルダーからの支持を得ながら、持続的な成長と企業価値の向上を図るために、内部統制システムを整備、運用し、スピード感をもって、健全で効率的な経営ができることを目指し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社エム	997,000	7.17
松本 恵美子	738,000	5.31
松本 隆次	697,000	5.01
佐々木 真司	694,000	4.99
シノブフーズ取引先持株会	672,983	4.84
松本 龍也	461,529	3.32
松本 崇志	411,374	2.96
株式会社近畿大阪銀行	217,809	1.57
西村 重喜	163,600	1.18
三井住友ファイナンス&リース株式会社	151,843	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 3 月

業種 食料品

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
【取締役関係】	
定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	更新
社外取締役の人数	更新
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新
会社との関係(1)	
更新	

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加藤 道彦	学者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - k その他

会社との関係(2)
更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 道彦	○	——	(株)ワコール(現(株)ワコールホールディングス)において会社経営に携わってきた豊かな経験と大学院教授としての高い見識から社外取締役をお願いしております。 また、当社とは人的関係、資金的関係、取引関係など利害関係はないことから当社経営陣に対する独立性は確保されていると判断し、透明性の高い監督機能を発揮いただけたと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名
監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	
更新	

当社は、三様監査の有効性および実効性を高めるために、財務報告に係る内部統制監査については、監査計画および監査結果などをもとに三者で協議する機会を設けております。また、監査役は、会計監査人と定期的な会合をもち、監査計画の説明および監査結果などの報告を受け、必要に応じて意見交換、情報交換を行うなどの連携を図っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
橋爪 健治	公認会計士										△			
佐賀 千恵美	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋爪 健治	○	当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの出身であり、同監査法人と当社との間には監査契約に関する取引はありますが、その取引額の割合は当社の連結売上高の0.1%未満であり、特別な利害関係はありません。なお、当社と社外役員個人との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。	公認会計士として会計・財務に関する専門的な知識・経験を当社の監査体制に活かしていただけたと考え、社外監査役をお願いしております。 また、4年間の社外監査役・独立役員としての実績および一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、当社経営陣に対する独立性が確保できていると判断いたします。
佐賀 千恵美	○	——	弁護士として培われた豊富な知識と幅広い見識から、社外監査役をお願いしております。 また、当社とは人的関係、資本的関係、取引関係など利害関係はないことから当社経営陣に対する独立性は確保されていると判断しており、客観的な監査業務を遂行していただけたと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 3 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、企業価値の向上に向けた貢献意欲をより高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者 更新 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

上記ストックオプション制度導入の目的に照らし、当社取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び従業員を対象に、株式報酬型ストックオプションを付与。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役、監査役及び社外役員の区分ごとに、報酬の種類別総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役および監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役および監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の協議により決定しております。
 なお、取締役の報酬は、基本報酬（月額報酬）と業績連動報酬により構成しております。また、監査役報酬は、監査の独立性を確保する観点から、業績連動しない基本報酬のみで構成しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、適切な監査業務を遂行できるよう、適宜、会社情報を提供するとともに、社外監査役からの説明を求められたときは、取締役または従業員のうち適任者が説明に当たります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役会設置会社であり、社外取締役を含む取締役会と監査役会により、業務執行の監視・監督を行うとともに、監督と執行の分離を進めるために、執行役員制度を導入しております。

(1) 取締役会

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役6名で構成し、経営戦略などの重要事項の決定を行っております。

(2) 経営会議

業務執行を担当する執行役員で構成する「経営会議」を設け、社長が議長を務め、社長権限の範囲内でスピード感をもって業務執行にかかる意思決定を行っております。

(3) 監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成し、取締役会その他の重要な会議への出席を通じて、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行っております。また、社外監査役は、それぞれ専門的な見地から意見等を述べております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠監査役2名を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役を含む取締役会による監督機能に加え、監査役会設置会社として監査役会による適法性・妥当性の監査が機能する体制を選択し、ガバナンス体制の向上を図ることが相応しいと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	法定期日より7日間早い3週間前に発送しております。
その他	株主総会では、株主に経営状況への理解を深めていただくため、モニター画面を用いて商品や現場の状況を説明しています。 総会終了後に自社製品や製品に使用された食材を使った料理を提供し、株主との懇親会を開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社ホームページ上にて公開しております。
IR資料のホームページ掲載	決算短信、年次報告書等を掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部 経営計画室

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「シノブグループ行動憲章」に、企業のステークホルダーがご満足とご安心いただけるように最大限の努力をする旨を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーに基づき、シノブグループの情報について積極的に適時開示を行います。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を取締役会で決議し、適宜見直しを行い、継続的な改善を通じてより適正かつ効率的な体制の構築に努めております。また、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「シノブグループ行動憲章」、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」を周知し、取締役および使用人の法令順守の徹底を図っております。なお、業務執行より独立した監査部が、内部統制システムの運用状況をモニタリングし、必要に応じて改善の指摘、指導を行っております。

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、「シノブグループ行動憲章」、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」を周知し、全ての取締役および使用人への法令遵守の徹底を図ります。
 - (2) 内部監査部門は、内部監査規程に基づき監査役等と連携をはかりながら、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について、グループ全体の監査を行います。
 - (3) 内部通報制度により、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」等に違反する行為またはそのおそれのある行為について、通報を受けるとともに、通報を理由に不利益な取り扱いを受けないよう通報者を保護します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書取扱規程」にしたがって、取締役の職務の執行に係る情報について、適切に保存および管理を行うとともに秘密保持に努めます。
3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」にしたがって、リスクの未然防止のために管理体制を整備するとともに、重大リスク発生における対応を的確に行い、企業価値の保全をはかります。
 - (2) リスク管理委員会では、リスクの識別、評価を行い、重点リスクへの対応方針を決定し、その取り組みを行います。
4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会が定めた当社グループの中期経営計画に基づき、当社および子会社が年度計画を策定し、取締役および執行役員等で構成される経営会議等において業績の進捗を管理しています。
 - (2) 当社は執行役員制度を導入し、業務執行における責任の明確化と意思決定の迅速化を図ります。
5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

当社の取締役が子会社の取締役を兼務することで、子会社のモニタリングを行うとともに、子会社の事業に関する重要な情報については当社の取締役会に報告することを求めています。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役から求めがあった場合には、監査部門の人材を配置します。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役は、職務遂行上において必要な場合、当該使用人に対して取締役から独立させて業務の補助を行うよう指示できるものとします。
 - (2) また、当該使用人の人事については、事前に監査役の同意を得たうえで行います。
8. 当社および当社子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査部は、内部監査の結果を監査役に報告します。
 - (2) 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事態が発生した場合は、取締役および使用人は監査役に速やかに報告します。
 - (3) 取締役の職務執行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性、もしくは発生した事実を報告します。
 - (4) 内部通報制度にもとづき通報された事実を報告します。
 - (5) 当社は、上記に係る報告を行ったグループの取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止します。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
 - (1) 監査役が必要とした場合には、外部専門家（弁護士、会計士など）との連携をはかるなど、監査活動の支援体制を確保します。
 - (2) 監査役がその職務を執行するうえで必要な費用は、請求により会社は速やかに支払うものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社は、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」において、反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨む旨を定め、周知徹底を図ります。
2. 反社会的勢力との関係を遮断するため、取引契約に「暴力団排除条項」を定め、相手が反社会的勢力であることが判明した場合に、関係を速やかに解消する取り組みを行います。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1.会社情報の適時開示についての基本方針

当社では、東京証券取引所の定める適時開示規則（以下「適時開示規則」といいます）に則り、情報取扱責任者（管理本部長）を定めるとともに、内部者取引の規制および内部情報管理に関する規程（以下、これに従い、以下のとおり会社名を含めた内部情報管理体制を構築・運用し、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等）を定め、「重要事実」といいます）の適時開示を図っております。

2. 当社に係る情報

(1) 決定事実に関する情報

- 1) 重要な決定事項については、取締役会(原則月1回開催)において決定しております。
- 2) 決定された重要な事項については、適時開示規則に準拠し、開示の必要性について情報取扱責任者は関連部署と協議し、必要ある場合には、速やかに開示手続きをとっております。

(2) 発生事実に関する情報

- 2) 当社に重要事実または重要事実と推定される事実の発生、もしくはそれら事実の発生が想定される場合、当該事項の所管部は速やかに情報取扱責任者へ連絡いたします。
- 2) 発生した重要な事項について必要ある場合には、情報取扱責任者は、速やかに開示手続きをとります。

(3) 決算に関する情報

決算に関する情報については、経理部および関連部署は、取締役会での承認・報告の後、速やかに開示手続きをとっております。また、業績予想の修正等については、修正内容が明確になり次第、速やかに開示手続きをとっております。

※金融商品取引法に基づく重要事実等の開示については、電子開示システムTDnetを通じ、有価証券報告書、臨時報告書等を近畿財務局あて提出しております。

3.子会社に係る情報

各子会社に係る重要な情報については、子会社の管理を主管する管理本部長が速やかに開示手続きをとります。

4.重要事実の開示手続き

重要事実の開示は、東京証券取引所の提供する適時情報開示伝達システム(TDnet)、当社ホームページ、大阪証券記者クラブにおける資料投函、記者会見等により行っております。

また、情報開示後の投資家、報道機関等からの問い合わせについては情報管理責任者が中心に対応しております。

